



第5章 施策内容

第5章 施策内容

1. 地球環境問題への取組

省エネルギー
エネルギーを節約すること。

目 標 市民、事業者、行政、さらに民間団体が、省資源・省エネルギーなど21世紀半ばを見通した長期的な展望に立ち、環境にやさしいライフスタイルや活動を実施し、地球環境問題への取組に参加することをめざします。

目 標 値	市内電力使用量	平成17年度予測値 ^{※1} の20%削減
	市役所の電力使用量	平成17年度予測値の25%削減
	家庭用太陽光発電システム設置数	1,000件以上

環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	市内電力使用量 ^{※2}	1,448,034 MWH/年
	市役所の電力使用量	48,238 MWH/年
	家庭用太陽光発電システム設置数	4件
	フロンガス回収量	226.3 kg/年
	市役所の環境配慮商品購入率	32%
	公共施設新エネルギー利用施設数	6施設
	エコストア登録件数	0件

※1 平成7年度の20%増加を予測しています
 ※2 1月～12月の使用量

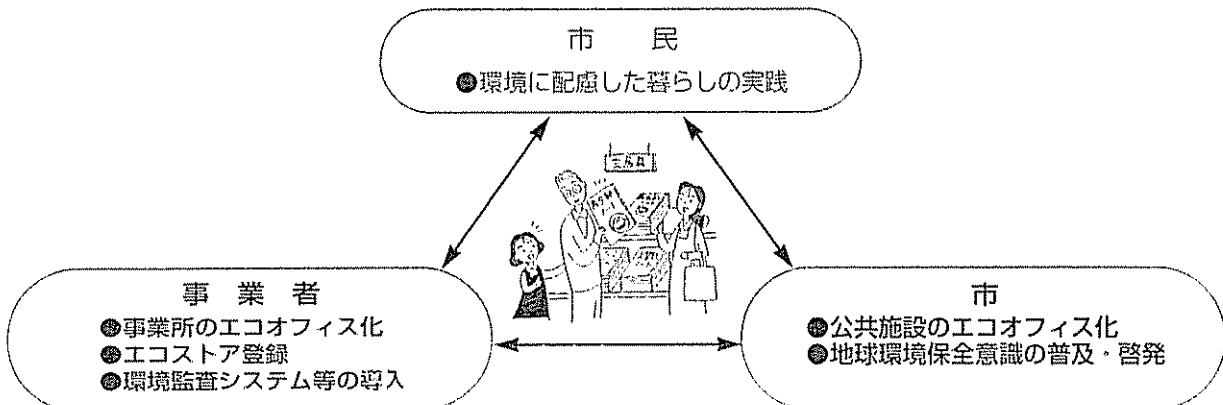
エコストア
エコロジー（環境）とストア（商店）を合わせた造語。「地球にやさしいお店」簡易包装、ごみの減量、省エネ等を推進する店舗。

【共通理念】

地球環境問題は、燃焼に伴う二酸化炭素の排出が地球の温暖化に結びつくなど、市民の日常生活と密接なつながりがあります。国や県など各行政レベルでの取組は既に始まっていますが、個々の市民や事業者のライフスタイルや活動の改善なくしては効果が期待できません。地球的視野に立った施策の推進や地球にやさしい地域行動計画（ローカルアジェンダ21）の実践を図ることが私たちの責務です。

【具体的取組】

■環境にやさしいライフスタイルの確立





○公共施設のエコオフィス化の推進<重点>

市の公共施設から率先して、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしい消費者・事業者をめざすため、基本方針を策定し、エコオフィス化を推進します。

エコマーク
紙ごみを再生利用したトイレットペーパーやフロンガスを使用しないスプレーなど、環境にやさしい商品に付けられるマーク。

【エコオフィスの実践例】	【公共事業における環境配慮例】
<p>■物品の購入、廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品、参加記念品などにエコマーク商品等の積極的な購入 資料の簡素化、両面コピーなど紙類の使用削減 省エネ型機器への移行 フロンを使用しない機器の導入 ごみの削減、分別の徹底 低公害車の導入 <p>■施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 1%節電運動の継続 雨水貯留利用施設の導入 太陽光発電システムの導入 樹木や花による緑化の推進 剪定枝葉や落ち葉等のリサイクル 駐車場などに透水性舗装を採用 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の環境配慮意識の啓発 	<p>■ハード面</p> <ul style="list-style-type: none"> 低公害機械の使用 低公害車の積極的な使用 舗装材、路盤材などに再生品の使用 熟帯材の使用削減、再利用 建築廃材、残土等の再利用のネットワーク化 廃棄物の分別、適正処理 地盤改良剤等使用時に地下水や河川などの影響に配慮 <p>■ソフト面</p> <ul style="list-style-type: none"> 節水の推進・工事車両の安全運転の徹底 工事現場を整理整頓し、歩行者などの安全徹底 資材置場の管理の徹底 周辺住民への周知の徹底 実施時間帯の配慮 実施時期の平準化

環境活動評価プログラム
事業者の自主的な環境保全への取組を支援するため、環境庁が作成したプログラム。環境保全のために事業者が期待される具体的な取組のチェックリストを示し、その実行のための計画づくりと取組を支援するもの。

環境監査システム
国際標準化機構 (ISO) 環境管理 監査規格で、その一部が平成8年9月1日に発効された。原料の調達、生産、販売、リサイクルなど企業活動のあらゆる側面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針となる。

○民間事業所のエコオフィス化の普及

民間の事業所について、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしい事業活動を行うためのエコオフィス化への転換をはたさきかけます。

○環境監査システム等の普及

環境活動評価プログラムや環境監査システム (ISO14000シリーズ) の普及を図ります。

○エコストア制度の導入

ごみ減量化や資源の有効利用、リサイクルの推進などの省資源化や、省エネルギーの実践等、環境にやさしい実践活動全般にわたって積極的な商店等を「エコストア」として認定、登録するエコストア制度の導入を図ります。

○市民の環境に配慮した暮らしの実践

環境共生型住宅の普及

一般住宅について、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしい暮らしを実践するための環境共生型住宅の普及を、関係機関と連携して促進します。

ライフスタイル改善の普及

物の購入時には、エコマーク商品等の環境にやさしい商品を優先的に購入すること、過剰包装商品の購入を控えること、買い物袋を持参すること等を市民に呼びかけ、ライフスタイル改善の促進を図ります。

○地球環境保全意識の普及・啓発

市民・事業者に対し、地球環境保全についての意識を高め、自主的な取組ができるよう広報やイベントの開催を通じて働きかけます。

■地球温暖化対策

○省エネルギーの推進

省エネルギー施設の導入

熱電併給システム等による省エネルギー対策、廃熱利用等によるエネルギーのリサイクルを推進します。

省エネルギーの推進

公共施設における1%節電運動などの省エネルギー対策を推進します。

省エネルギーの普及

家庭でできる省エネルギー対策の啓発・普及を図ります。

○新エネルギー利用の促進<重点>

新エネルギー施設の導入

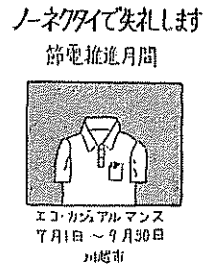
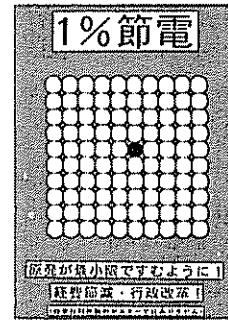
クリーンなエネルギーの利用を促進するため、公共施設への太陽光発電システム等新エネルギー施設の設置を図ります。

新エネルギー利用の普及

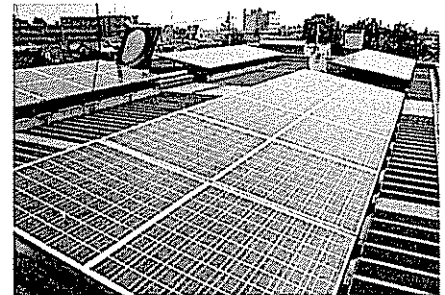
市民の太陽光・熱等新エネルギー利用を促進し、そのための支援を図ります。

熱電併給システム
1種類のエネルギーから連続的に2種類以上のエネルギーを発生させるシステム。一般的には石油系燃料・都市ガスなどを用い、発電と廃熱利用を行うシステムをいう。

新エネルギー
太陽熱・光・風力・潮力・地熱等の自然エネルギーや、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池など新たなエネルギーの供給形態までを含めていう。



節電ポスター



住宅用太陽光発電システム(市内の事例)

新エネルギーの分類例

再生可能エネルギー	太陽光 太陽熱 風力 波力 バイオマス 等
リサイクル型エネルギー	廃棄物 下水熱 工場廃熱 等
クリーンエネルギー自動車	電気自動車 CNG自動車 メタノール自動車 等
高効率エネルギーシステム	燃料電池 熱電併給システム 等

出典：「新エネルギー大綱」(通商産業省)



○温室効果ガスの排出抑制

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制について、事業所の規制・指導や自動車排出ガス対策などの大気汚染防止対策と連携して推進します。

○緑の保全及び緑化

植物による二酸化炭素の吸収を促進するために緑の保全や緑化を積極的に行います。

■その他の地球環境問題への取組

○オゾン層の保護

公共施設のフロン対策

市の公共施設の冷蔵庫等をフロンなどのオゾン層破壊物質を使用しない機器に更新するなど、フロン等の使用や放出の抑制を推進します。

フロンガスの回収

オゾン層を破壊する特定フロン等の対策のため、冷蔵庫、エアコン等の廃棄物からフロンガスの回収を図ります。

事業所への指導

事業所で使用されている特定フロン[※]の取り扱いに関する指導の強化を図ります。

○酸性雨対策

酸性雨自動測定システムの整備事業を推進します。また、酸性雨の原因や影響等についての情報を収集するとともに、市民による酸性雨簡易測定を支援します。

○熱帯林の保護

公共工事における対策

市の行う公共工事の際、熱帯材型枠の使用抑制や一度使用した型枠の再利用などの保護対策を図ります。

紙の使用に関する対策

市は、紙の使用量の削減や再生紙・非木材紙の使用比率を高めるなどを率先して行います。

普及啓発

熱帯林の減少が地球環境に及ぼす影響等について市民に啓発を行います。

○国際的取組

開発途上国の公害問題対策

開発途上国の公害問題等についての情報を収集し、市レベルの環境に関する国際協力のあり方について検討します。

海外自治体との情報交流

海外の姉妹都市等の自治体との環境に関する情報の交流の活性化を促進します。

特定フロン
フロンガスの中で、特にオゾン層破壊力が強く、規制対象となっているもの。

2. 資源の有効利用とリサイクルの推進

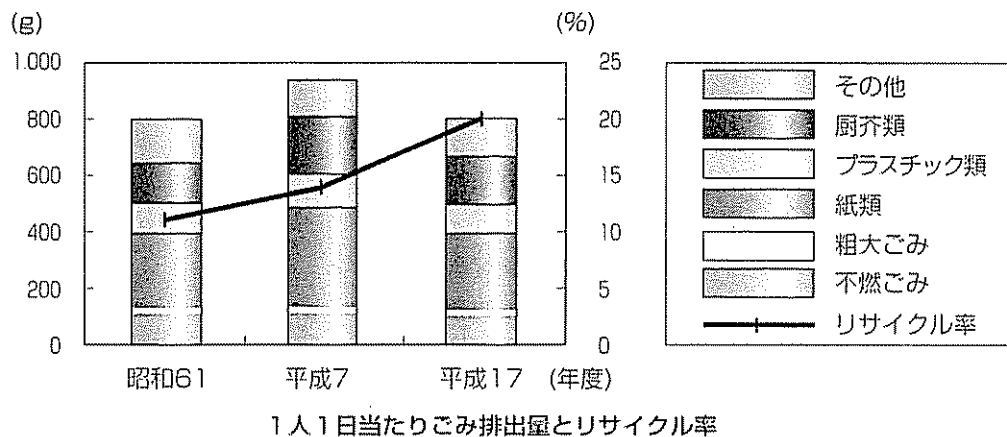
目 標	大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源の有効利用とリサイクルを推進することにより、環境負荷の少ない循環型地域社会をめざします。	
目 標 値	1人当たりごみ排出量 リサイクル率	800 g/日以下 20%以上
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	1人当たりごみ排出量 リサイクル率 埋立処分量	932 g/日 13.9% 17,297 t

【共通理念】

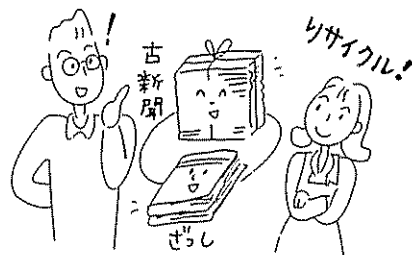
地球環境問題及び本市の抱える種々の廃棄物問題を解決するため、従来型の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済を見直す必要があります。地域社会に資源の循環システムを形成することによって、生産、流通、消費、廃棄の各段階ごとの減量化、再利用、再資源化を促進し、最終的な処分量を必要最低レベルまで減らすための取組を実践します。

【具体的取組】

■ごみの減量とリサイクルの推進<重点>



- ゴミを買わない
- ゴミを減らす
- ゴミを捨てない





○家庭系ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの減量の推進

廃棄物減量等推進員によりごみの減量を図ります。

リサイクルマーケットの支援

不用品のリサイクルを推進するため、リサイクルマーケットの開催を支援します。
リサイクルマーケット会場に公園や公共施設等を開放し、支援します。

集団回収の推進

自治会、PTA、子ども会等各団体間の連携を図りながら、資源ごみの集団回収を推進します。

生ごみ処理容器等の普及

家庭用生ごみ処理容器等の普及を促進し、ごみの減量化及び生ごみのリサイクルを推進します。余剰に生じた堆肥については、市民農園への供給や苗木配布の際に添付するなど多面的な利用を検討します。

市民への普及啓発

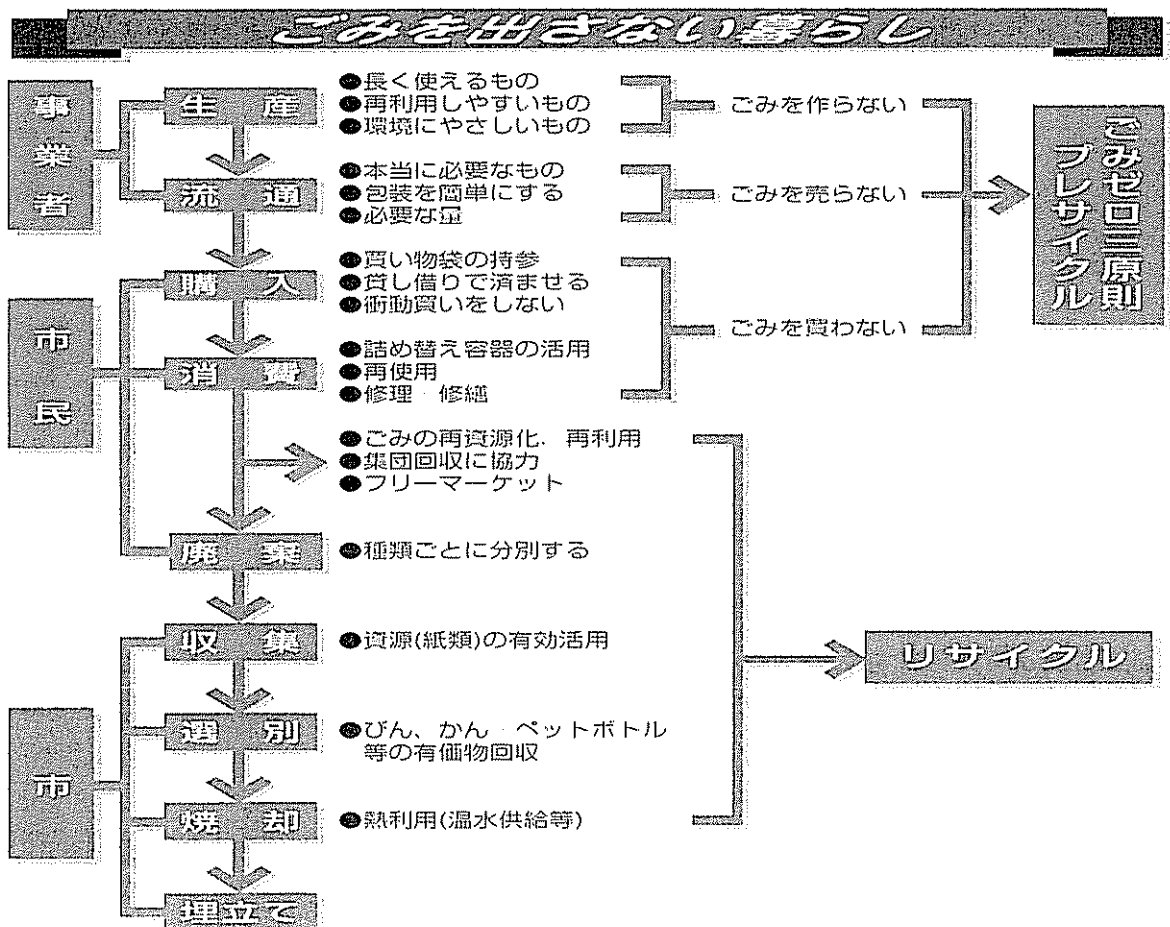
広報紙等によりごみ問題の啓発を図ります。また、ごみ減量化・資源化の市民向けパンフレットを作成し、市民へのはたらきかけを行います。

ごみ決算・評価、団体の表彰

広報紙により、ごみ決算・評価や表彰団体等を紹介し、普及に努めます。

リサイクルマーケット
不用品を公園などに持ち寄って、売買したり、交換して再利用を図る市民の運動。

市民農園
都市の住民等農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。



観光客へのはたらきかけ

ごみ持ち帰り運動や分別ごみ容器の設置等により、廃棄物についての普及啓発を行います。

ごみの有料化の検討

ごみの有料化については、市民生活に及ぼす影響が大きいいため、減量・資源化施策を最大限に実施した上で、慎重に検討します。

○事業系ごみの減量とリサイクルの推進

事業者への働きかけ

ごみ減量化・資源化についての事業者向けパンフレットを作成し、事業者への働きかけを行います。また、多量ごみ排出事業者に対する指導を徹底します。

メーカー・販売責任の明確化

製品の長寿命化及び修理体制の充実、再生の容易な製品の製造の促進、包装や容器の簡素化の促進、ごみになりにくい製品の製造や包装を促進します。製造・販売過程での再生資源利用を促進し、メーカー・販売者による回収システムの確立を図ります。事業者による回収責任が明確化した包装容器については、関連法令等に基づき、適切な指導・助言等を行い、回収の徹底を図ります。

■収集体制の整備

○収集運搬システムの整備

ごみ集積所の適正配置及び効率的な収集体制の整備を図ります。大規模宅地開発の際には、ごみの排出システムの検討を行います。資源ごみについては回収コースの確立を図ります。

■廃棄物処理の適正化及び処理施設の整備

○廃棄物処理の適正化

廃棄物の処理体制の整備

ごみ処理基本計画の策定、広域的視点に基づくごみ処理体制の確立等により、総合的かつ適正な廃棄物処理体制をつくります。

監視及び管理体制の強化

清掃センターから排出されるダイオキシン類等による周辺住民や環境への影響を未然に防止するため、排出ガスの定期的な測定調査を実施しその結果を公表するとともに、処理施設の管理を徹底するなど排出抑制に努めます。また、最終処分場の浸出液についても監視及び管理体制を強化します。

下水汚泥等の再利用

下水汚泥（脱水ケーキ、焼却灰）の有効利用やし尿処理脱水汚泥の再資源化を図ります。

事業系ごみ分別指導の徹底

最終処分場
 廃棄物を処分するために必要な場所及び施設、設備。本市では、小畔の里クリーンセンターにおいて、清掃センターからの焼却灰等を埋立処分している。

事業系ごみの処理施設への搬入の際に紙ごみなどの分別指導を徹底します。

不法投棄等防止対策

家具類、家電製品等一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄などの対策や放置自動車対策を更に強化します。

○中間処理施設の整備

新清掃センターの建設

中間処理については、既存施設の適切な整備を図りつつ、環境及びリサイクルにも配慮した新清掃センターの建設を進めます。併せて、分別収集の拡充、再生・再利用ルートの開拓、再生技術の動向把握等中間処理における資源化の推進を図ります。



リサイクルセンター

リサイクルセンターの運営

リサイクルセンターの管理・運営の効率化を図り、市のリサイクル拠点として整備します。

○最終処分場の整備及び管理

既存施設の適切な維持管理に努め、域内処理の原則に基づく施設の延命化を推進します。

リサイクルセンター
 収集ごみから再資源化可能なびん、缶などを選別、回収する施設。また、再生品の保管、展示や不用品の補修を行うとともに、普及、啓発の機能を備える。

3. 人と環境にやさしい交通体系の確立

目 標	市域の特性に応じた人と環境にやさしい交通体系を確立し、環境基準の達成をめざします。	
目 標 値	沿道のCO(一酸化炭素)濃度	平成7年度レベル(2.1ppm)以下の維持
	沿道のSPM(浮遊粒子状物質)濃度	0.1 mg/m ³ 以下(環境基準)
	沿道のNO ₂ (二酸化窒素)濃度	0.06 ppm以下 (環境基準)
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	沿道のCO(一酸化炭素)濃度	2.1 ppm
	沿道のSPM(浮遊粒子状物質)濃度	0.175 mg/m ³
	沿道のNO ₂ (二酸化窒素)濃度	0.067 ppm
	市役所の低公害車導入率	5.4 %
	自転車駐車施設利用台数	25,082 台/年
	都市計画道路整備率	31.5 %
	交通事故件数	8,343 件/年

【共通理念】

広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討し、自動車公害の防止を図ります。その際、自動車の利用を控えて、公共交通機関や自転車・徒歩の利用を重視する視点をまちづくりに取り入れ、各種対策を実施します。

【具体的取組】

■自動車公害防止対策<重点>

○モニタリング体制の充実

沿道の大気汚染、騒音、振動のモニタリング体制の充実を図ります。

大気環境については、大気汚染常時監視システムの維持及び拡充により、データ処理の適正化、迅速化を図り、大気汚染緊急時に対応したシステムへ発展させます。

○低公害車等の普及

庁用車の低公害車等への転換

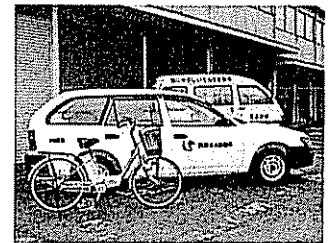
現有の庁用車の更新時には、電気自動車、天然ガス車、七都県市指定車等の低公害車への転換を促進します。

関係機関との連携

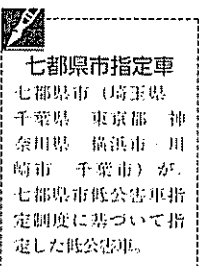
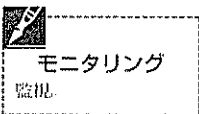
国や県など、車両の低公害車化を推進する関係機関との連携のもと、低公害車の普及促進に努めます。

事業者への働きかけ

バス等公共交通機関や運送業などの運輸部門、配送を伴う卸売・小売



低公害車等





業やサービス業などに、車両の低公害車化をはたらきかけます。この際、モニター制度[※]や補助金制度等の導入を関係機関と協議の上検討します。

市民への普及啓発

自動車ユーザーである個々の市民への普及啓発を行い、購入時に低公害でより環境にやさしい自動車への転換を促します。

○市民・事業者への啓発

相乗り等の促進

道路の交通渋滞の緩和を図るため、自動車通勤における相乗りの促進、自動車利用自粛運動等、自動車利用の工夫を図ります。

フレックスタイム制の導入促進等

事業所の通勤バス運行を促進するとともに、交通需要の低減、平準化を図るため、時差通勤の普及、フレックスタイム制の導入促進を図ります。

環境にやさしい運転技術の普及

急発進、急加速をせず、不要なアイドリング[※]を控えるなどの環境にやさしい運転技術の普及を図ります。

アイドリング
自動車のエンジンを空転させること。

○ノーカーデーの実施

七都県市冬期自動車交通量対策（冬期間水曜日ノーカーデーキャンペーン）を継続します。

■徒歩・自転車利用の促進<重点>

○歩行者に安全な道の整備

歩車共存道路の整備

歩行者の安全を確保しながら、人と車が調和する道路の整備を推進します。

歩道の整備

歩道付き道路など歩行者が安心して歩ける道路整備を推進します。

公開空地

再開発事業等により「公開空地」等を確保し、交通安全施設として一体的に活用していきます。

○自転車優先道の整備

市民の自転車利用促進のため、自動車通行を制限し、歩行者や自転車が通行しやすい道路の整備を検討します。

○自転車駐車場の整備

自転車駐車場の整備

駅周辺の自転車駐車場の整備を促進し、放置自転車を削減します。

バス停周辺自転車駐車場の整備

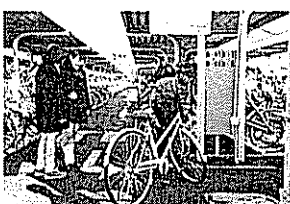
利用者の多いバス停等の周辺の自転車駐車場整備について検討します。



駅前東口



伊勢原



自転車駐車場

○自転車駐車場の利用促進

放置自転車の指導を強化するとともに、自転車駐車場の利用を促進します。

■公共交通機関の整備及び利用促進

○鉄道の輸送力増強及び利便性の向上

輸送力増強

東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化（脇田信号所～本川越間）及び地下化、JR川越線の複線化を促進します。また西武鉄道車両基地建設に伴い、旅客線化を促進します。さらに営団有楽町線川越市駅以北への相互直通運転区間の延伸、JR川越線及び八高線との直通運転の充実を促進します。

新駅の設置

西武鉄道車両基地建設に伴い、安比奈線に新駅の設置を促進します。

○バス・タクシー輸送の利便性の向上

市内循環バスの充実

公共交通機関の利便を向上させるために、市内循環バスの路線、運行等を充実させます。

利便性の向上

バスの新規路線設置及び既存路線の見直しや駅周辺のバスターミナル及びタクシー乗り場の改良等により、バス・タクシーの利便性向上を図ります。

○公共交通機関の利用促進

必要以上の自動車利用を控え、市内循環バス（川越シャトル）などの公共交通機関を積極的に利用するよう呼びかけます。また、市内で行われる行事、催し物等について、公共交通機関の利用を促すよう、主催者にはたらきかけます。



川越シャトル

■道路交通の円滑化

○道路整備による渋滞の解消

道路交通網の整備

環状道路や広域幹線道路、幹線道路の整備を促進し、渋滞の解消に努めます。また、鉄道駅周辺の交通網整備を促進し、鉄道及び道路の立体交差化等を検討します。

道路の改良

右折レーン^{*}設置など、交通円滑化のための交差点の改良に努めます。また、防災や交通安全の観点からも課題となっている狭あい道路の拡幅に努めます。

○交通の規制

自動車交通の円滑化のため、地域のまちづくりと連動した一方通行化など効果的な交通規制を推進します。また、違法駐車防止条例の制定に

環状道路
環状に走っている道路。

広域幹線道路
広い地域にわたって、主要道筋となっている道路。

ついて検討します。

○交通安全対策

第6次川越市交通安全計画に基づき、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進します。

○駐車場等の整備促進

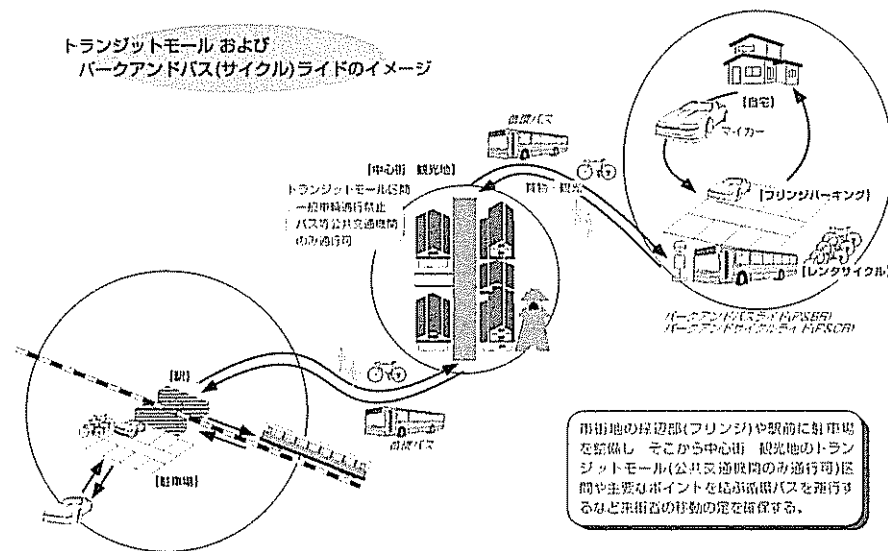
著名地点名標識の整備

幹線道路等から著名地点の駐車場への迷走交通を減らすため、わかりやすい案内標識の整備を関係機関と連携を図り推進します。

パーク・アンド・ライドシステム等の導入

パーク・アンド・ライドシステム等の導入を検討します。

パーク・アンド・ライドシステム
市街地の自動車交通量を減らすため周辺部に駐車場を整備し、そこでバス、自転車などに乗り継いで目的地に行く方式。



駐車場整備及び有効利用の促進

中心市街地における土地の有効性を考慮し、駐車場の整備を促進します。また、既存駐車場の立体化と有効利用、観光シーズンにおける公共施設及び民間駐車場の開放を検討します。

駐車場等案内システムの整備

駐車場相互の連携を密にして、駐車場の空き情報や道路渋滞情報を提供する案内システムの整備を図ります。

○流通システムの効率化

流通システムの整備

輸配送システムなどの流通機能や、共同事業化等への事業展開を支援します。

荷さばき施設の整備

路側帯の改良等により、荷さばき施設の整備を促進し、交通の流れの円滑化に努めます。また、荷さばき用駐車場付置義務条例の制定について検討します。

荷さばき施設
配送車等が荷を積み下ろしするための駐車施設。

4. 有害化学物質の拡散防止

目 標	化学物質を適正に管理し、市民の健康を損なう恐れのある有害化学物質の拡散を未然に防ぐとともに環境基準の達成をめざします。	
目 標 値	大気環境基準適合割合 ^{#1}	100 %
	水質環境基準適合割合 ^{#2} (健康項目)	100 %
	地下水環境基準適合割合 ^{#3}	100 %
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	大気環境基準適合割合	50 %
	水質環境基準適合割合(健康項目)	100 %
	地下水環境基準適合割合	79 %
	$\text{※1: 大気環境基準適合割合} = \frac{(\text{のべ調査項目数} - \text{基準値を超えた項目数})}{\text{のべ調査項目数}} \times 100$	
	$\text{※2: 水質環境基準適合割合} = \frac{(\text{のべ調査地点数} - \text{基準値を超えた地点数})}{\text{のべ調査地点数}} \times 100$	
	$\text{※3: 地下水環境基準適合割合} = \frac{(\text{全メッシュ}(2\text{km四方})\text{数} - \text{基準値を超えたメッシュ数})}{\text{全メッシュ}(2\text{km四方})\text{数}} \times 100$	

【共通理念】

事業活動等に伴って排出される化学物質には有害であるにもかかわらず未規制のものが多く含まれており、慢性毒性、発ガン性、催奇形性など人体への様々な影響が懸念されています。健康被害などが発生しないよう、化学物質管理の適正化を図り、排出や拡散の未然防止に努めます。

【具体的取組】

■化学物質のリスクについての情報収集、市民や事業者への情報提供

○情報収集及び提供

国等による化学物質の規制の動向や毒性、環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、化学物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。

■健康づくりの推進

○市民の健康づくりの推進

環境中や飲食物品・生活用品の化学物質と健康に関する市民の意識を高め健康づくりを推進します。

○定期検診の普及・定着

健康診断や各種がん検診及び人間ドック等の定期検診の普及・定着を図ります。

慢性毒性

反復して長期間にわたって摂取した場合に徐々に生じる毒性。

発ガン性

いくつかの段階を経て正常な細胞を、ガン細胞に変化させる性質。

催奇形性

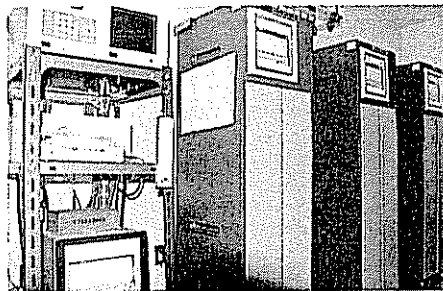
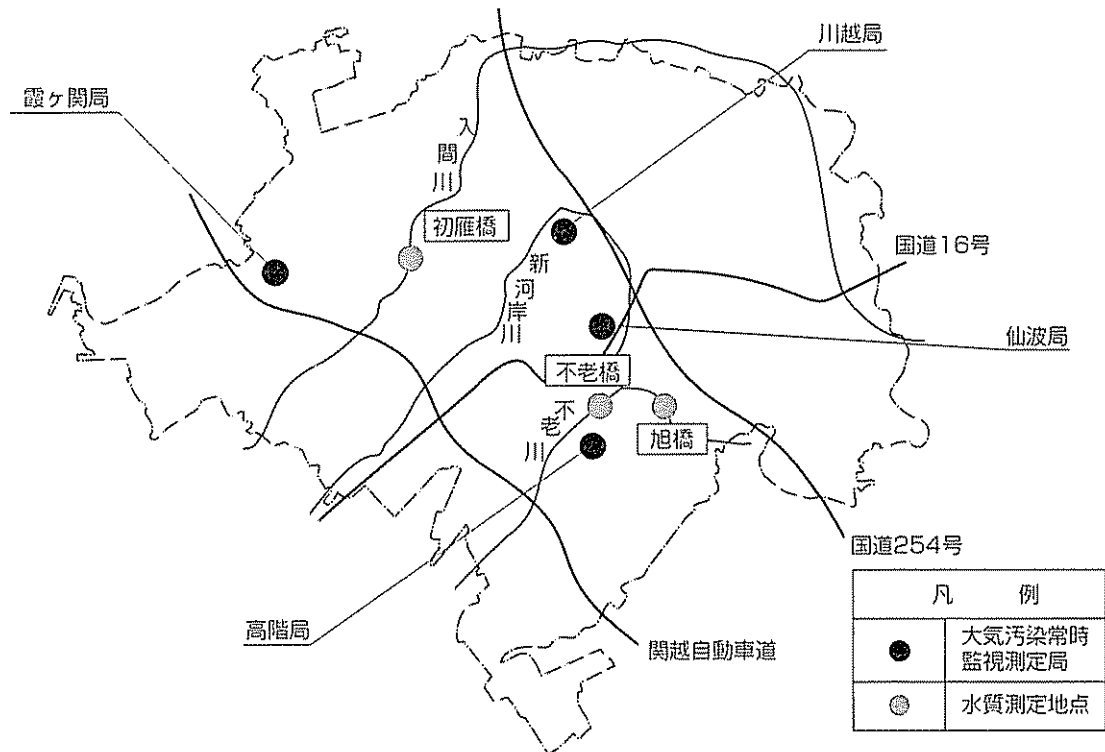
胎児に奇形を引き起こす性質。



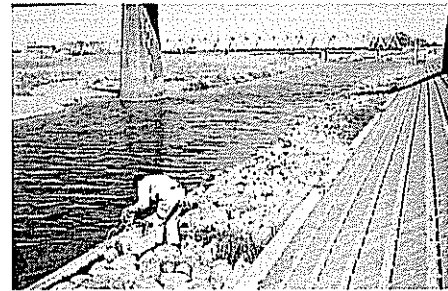
■監視体制の充実<重点>

○監視体制の充実

関係機関との連携による大気環境や水道水源等河川の監視体制や、上水の水質検査の体制を充実・強化します。



大気測定局



水の採取風景

大気汚染常時監視測定局・水質測定地点位置図（平成7年度）

■市で使用する化学物質の適正使用の徹底

○化学物質適正使用の徹底

市で使用する農薬などの化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。また、市配布の薬剤について、使用方法の周知・徹底及び使用量の適正化を図ります。

■事業者への指導

○法令による規制

大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの法令により規制されている有

害化学物質については、取扱事業所に対し指導を更に強化します。

○化学物質管理の徹底

工場・事業場への指導

化学物質の使用実態を把握し、環境安全上特に管理を要する特定物質の管理を徹底するよう指導します。また、有害物質取扱事業所の移転等の際に、跡地の土壌調査及び必要な場合には対策を指導します。

ゴルフ場への指導

農薬の取扱いや適正管理についてゴルフ場事業者への指導を強化します。

環境保全型農業の普及

農薬の取扱いや適正管理について農業従事者へ指導するとともに、低農薬・省農薬・有機農法など、環境保全型農業の普及を図ります。

○排出抑制及び拡散防止

化学物質の使用実態を把握し、関係機関と連携の上、有害化学物質の排出の抑制や拡散防止のための事業者への指導を強化します。

○公共施設での焼却中止

ダイオキシン類の発生を防止するため、公共施設での小型焼却炉の使用を中止します。

■安全な水の確保

○浄水場の既設井戸の保全

浄水場の既設井戸の保全・管理を進めます。

5. 身近な水辺環境の保全

目 標	産業排水対策や生活排水処理施設の整備等により環境基準を達成し、親水空間 [※] の整備などにより、市民の身近な水辺環境の再生をめざします。	
目 標 値	生活雑排水処理率	95 %以上
	水質環境基準適合割合	
	pH(水素イオン濃度)	100 %
	SS(浮遊物質)	100 %
	BOD(生物化学的酸素要求量)	100 %
	大腸菌 群数	100 %
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	生活雑排水処理率	77.9 %
	水質環境基準適合割合	
	pH(水素イオン濃度)	97 %
	SS(浮遊物質)	100 %
	BOD(生物化学的酸素要求量)	69 %
	大腸菌群数	74 %

【共通理念】

汚れたものを河川や水路に流すという発想を転換し、市民生活に密着した水の循環システムの一部として位置づけ、清らかな水が流れ、水に直接触れることができ、水遊びができるような姿をとりもどすための施策を総合的に推進します。

【具体的取組】

■水質調査の充実

○水質の測定

公共用水域水質基準点の測定に加え、市単独のきめ細かい測定地点を設置し、定期的に水質調査を実施します。

○水辺の環境調査


水生生物や水辺の植生[※]など、水辺の環境調査を定期的に行い、生物環境指標等を活用した汚濁状況や生物の生育環境を把握します。


■汚濁負荷の低減

○生活排水対策<重点>

公共下水道等の整備

市街化区域[※]については、公共下水道整備が一部の区域を除き完了したため、下水道への切り替えを指導していきます。また、既に合流式下水道が整備されている地域のうち一部区間の分流式等への改善を検討します。市街化調整区域[※]については、公共下水道と農業集落排水処理施設、

 **合流式下水道**
汚水と雨水を同一の管で排除する下水道。

 **農業集落排水処理施設**
農村生活環境の改善、農業用排水、公共用水域の水質保全を図るための下水処理施設。

合併処理浄化槽を地域に応じて普及・整備を推進します。

啓発活動

家庭からの台所、風呂、洗濯等の排水について、家庭内での汚濁負荷低減または浄化対策を進めるための啓発活動を推進します。

○産業排水対策

工場・事業場系排水対策

水質汚濁防止法及び埼玉県公害防止条例に基づく規制や指導を徹底します。

小規模事業所排水対策

不老川流域について、埼玉県小規模事業所排水指導指針に基づいて小規模事業所への指導を行い、下流域への汚濁負荷の低減を図るよう働きかけます。

■水質浄化対策

○不老川浄化対策<重点>

生活排水対策推進計画の推進

近隣市町村との広域連携により、不老川流域の生活排水対策推進計画を推進します。併せて、県との連携を密にし、対策協議会による対策を推進します。

生活排水対策指導員の選任

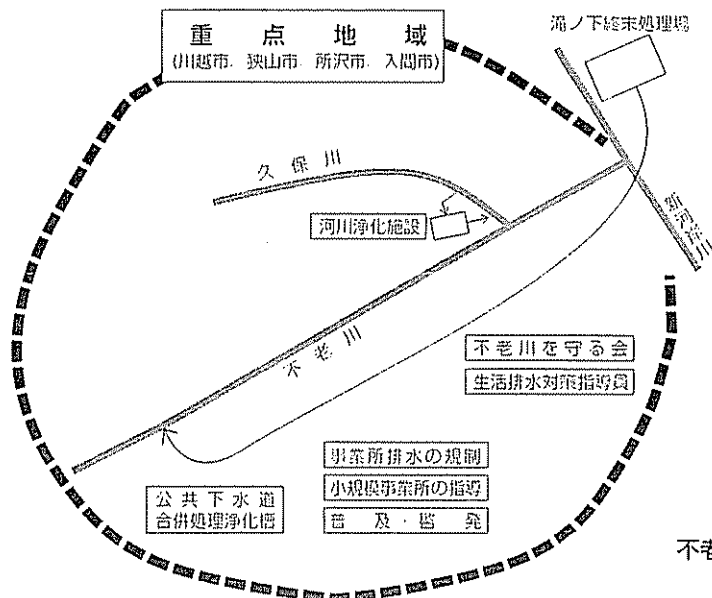
水質汚濁防止法に基づく生活排水対策指導員を選任し、不老川流域の水質調査、生活排水対策研修会への参加等の活動を促進します。

処理水の還流

流域自治体や関係機関と連携して、滝ノ下終末処理場の処理水を不老川上流に還流し、流量の確保及び浄化用水として活用します。

直接浄化施設の設置

不老川に流入する久保川について、関係機関と連携し、不老川との合流前に河川浄化施設を設置して水質の改善を図ります。



不老川の浄化対策

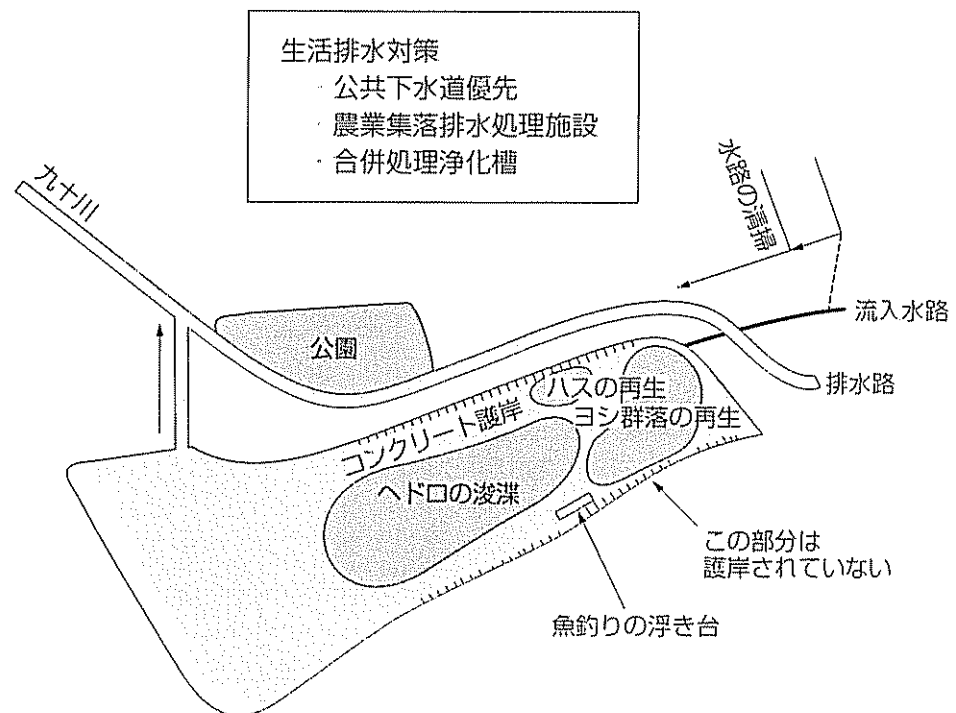


○伊佐沼浄化対策<重点>

伊佐沼関連水質浄化対策事業を推進し、長期的には、生活排水対策、ヘドロのしゅんせつ等の対策を図ります。また、その間の汚濁の進行をくい止めるために暫定対策を実施します。



十数年前の伊佐沼



伊佐沼の浄化対策

■市民・事業者・行政・民間団体協働の環境保全活動

○グラウンドワーク事業の推進

流域住民と企業との連携による河川の浄化対策、水辺環境整備及び整備後の維持管理等のグラウンドワーク事業を推進・支援します。

■身近な水辺環境づくり

○伊佐沼公園の整備

水と緑を生かし、伊佐沼周辺に調和した特色ある公園として整備します。

○親水空間の整備

関係機関との連携により、河川整備の際に自然ゾーン、自然利用ゾーン、整備ゾーン等を設定し、ゾーンの特性に応じた親水空間を積極的に確保します。

○水路の浄化対策

新河岸川に流入する麦田堀排水路など、市で管理している水路の一部区間を多自然型護岸によって整備し、礫間浄化（礫間接触酸化法）等を利用した浄化対策を図ります。

○河川空間利用の促進

河川敷や親水空間等、身近な河川の利用を促進します。特に入間川については、既存公園に隣接する河川敷の公園等としての整備や桜つつみモデル事業との連携により、地域住民の憩いの場を提供します。

6. 湧水の復活（水の循環）

目 標	水の循環システムを取り入れ、湧水の復活をめざします。	
目 標 値	公共施設雨水貯留浸透対策量	55,000 m ³ 以上
	下水道雨水貯留浸透事業数	60 か所以上
	家庭雨水貯留槽設置数	1,000 か所以上
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	市内湧水の箇所数	26 か所
	湧水湧出量(代表地点)	(※) m ³ /日
	一人当たり上水使用量	336 l/日
	公共施設雨水利用施設数	3 か所
	公共施設雨水貯留浸透対策量	34,308 m ³
	下水道雨水貯留浸透事業数	1 か所
	開発による雨水流出抑制対策量	128,166 m ³
家庭雨水貯留槽設置数	0 か所	

(※)平成9年度から定期的に調査を開始しています。

【共通理念】

まちづくりや市民生活へ水循環システムを取り入れ、水害や渇水に強い環境を整えます。水の循環システムの基本は、節水により上水を大切に使うこと、雨水は短期間に排水することなく一時的に貯留すること、あるいは台地上などでは可能な限り地下に浸透させることなどです。その結果として、都市化される前には市内各所に湧いていた湧水の復活を図ります。

【具体的取組】

■節水対策（水を大切に作る）

○節水対策の促進

公共施設における節水対策

公共施設の水道施設の節水型への改善を推進します。

市民・事業者への普及

節水型器具の普及を図るとともに日常生活での工夫、改善等を市民や事業者呼びかけます。

○上水道の漏水防止

上水の漏水防止事業を推進します。

■雨水貯留施設の整備及び保水・遊水機能の確保（水をためる）

○公共・公益施設等の雨水貯留施設の整備

学校の校庭、駐車場、公園等を利用した雨水貯留浸透事業を推進します。

○治水整備基本計画の策定

浸水区域周辺の普通河川について整備基本計画を策定し、整備・推進を図ります。

○保水・遊水機能の確保

遊水池の整備

低地で浸水が著しい区域の浸水被害を防止するため、憩いの場をかねた遊水池の整備を検討します。

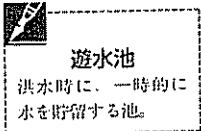
農地の保全

農業振興施策と連携し、農地を保全することにより、保水・遊水機能を確保します。



水田

写真：栗原 勤氏 提供



遊水池

洪水時に、一時的に水を貯留する池。

■雨水及び処理水の利用促進（水を何度も使う）

○雨水利用の促進

公共施設及び民間の大規模施設等に雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用します。

○家庭用小型雨水貯留槽の設置促進

市民への普及啓発を目的として、家庭用小型雨水貯留槽の設置を促進し、そのための支援を図ります。この際、下水道等の普及によって不要になった浄化槽の貯留槽への再利用について検討します。

○下水処理水利用の促進

下水処理水の中水利用を促進します。

■雨水地下浸透の促進（水をしみ込ませる）

○下水道雨水貯留浸透事業の推進

関係機関と協議の上、公共施設等の下水道雨水貯留浸透事業を推進します。

○開発時の雨水対策

総合治水対策に基づく、雨水流出抑制対策を推進するため、各種開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促します。

○雨水浸透ますの設置

宅地内浸透のための雨水浸透ますの設置を促進し、そのための支援を図ります。

○透水性舗装の整備

歩道や公共施設の駐車場等の透水性舗装整備を推進します。

○道路における雨水地下浸透促進

道路整備の際に、浸透式側溝、吸込み槽、連結式浸透ます等を用いて地下浸透を促進します。

■湧水地の調査及び環境整備等（湧水を復活させる）＜重点＞

○湧水地モニタリング調査

湧水の湧出量測定や新たな湧出地点の確認等、モニタリング調査を実施します。この際、市民参加による調査も行います。

○湧水地周辺環境整備

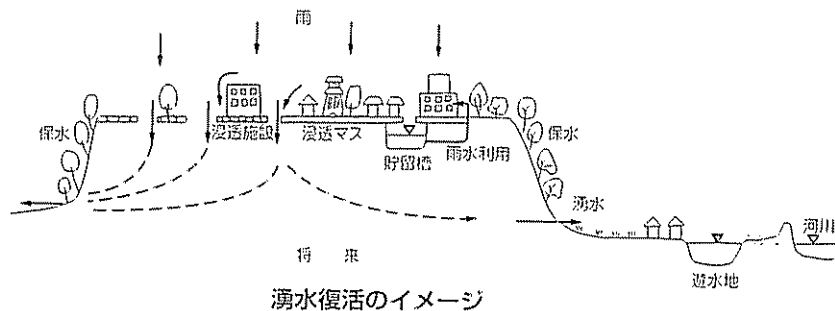
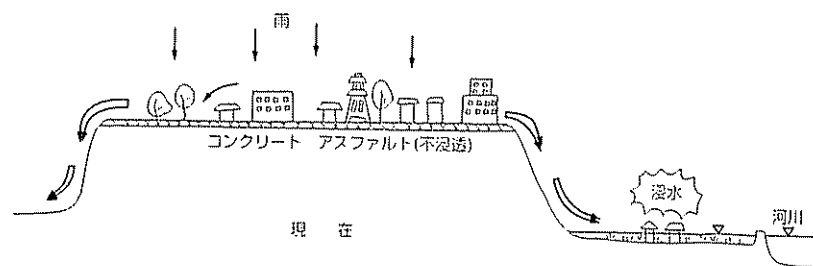
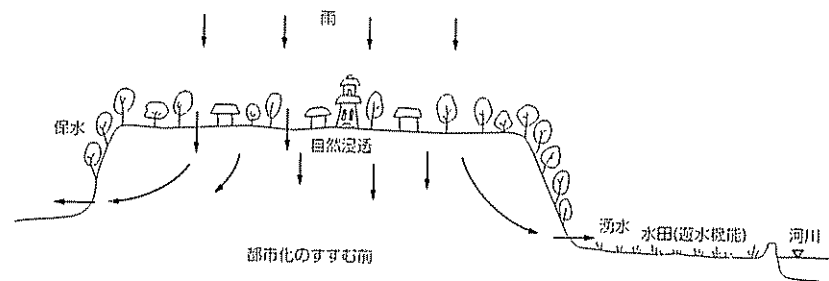
湧水地周辺を、市民が身近に接することができるよう、関係者と協議の上、環境整備を推進します。

○保水涵養機能を有する緑地の保全と緑化の推進

湧水地周辺や台地上などで保水涵養機能を有する緑地の保全と緑化の推進を行います。

○湧水復活事業

国が進めている湧水復活事業との連携について検討します。

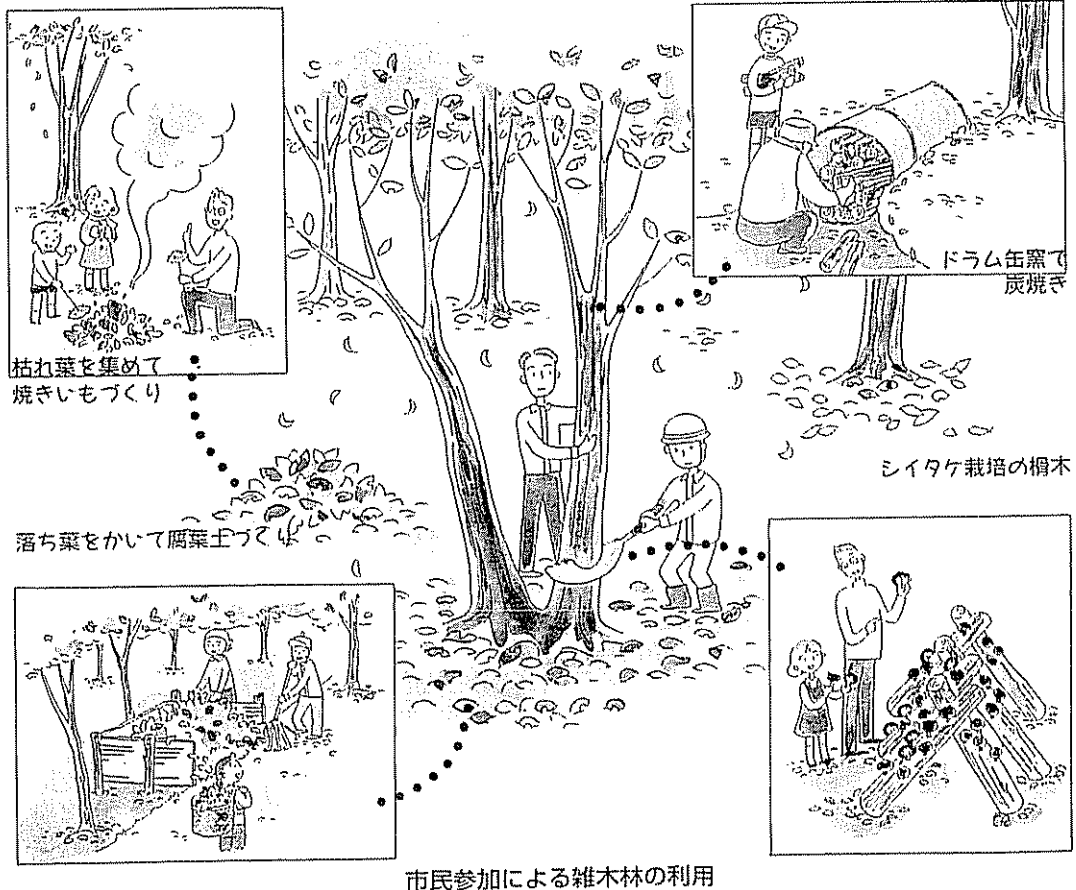


7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全

目 標	武蔵野の面影を残す雑木林等を保全し、市民参加も含めその維持・管理を進めます。		
目 標 値	市民の森など法令等による指定面積	1,700,000 m ² 以上	
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	雑木林等の面積	5,180,000 m ²	
	雑木林等の公有化面積	10,368 m ²	
	市民の森など法令等による指定箇所数	171 か所	
	市民の森など法令等による指定面積	1,068,885 m ²	

【共通理念】

歴史と自然を守り、都市と農業等が整序された計画的土地利用のもとに、歴史的文化的にも重要な武蔵野の面影を残す雑木林等を農地や集落と一体的に保全し、市民参加も含め、その維持・管理を進める施策を推進します。



【具体的取組】

■土地利用施策の推進による雑木林等の保全

○緑・アメニティ拠点形成の具体化

第二次川越市総合計画における緑・アメニティ拠点形成の緑ゾーンの位置づけを都市計画マスタープラン、緑の基本計画等策定において具体的に位置づけ、その展開を図ります。

■環境保全型農業の促進による雑木林の保全

○環境保全型農業の促進と雑木林の保全

雑木林の保全を図るため、雑木林の落ち葉を肥料として利用する有機農法など環境保全型農業の普及を促進します。



落ち葉の肥料化

○農業後継者の育成

幼児期から農業に対する理解と関心を高めて、自然と共生する地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。

■法律及び条例等による雑木林等の保全 <重点>

○法律による指定

緑地保全地区

都市における緑地を永続的に担保する手段である緑地保全地区の指定について検討します。

市民緑地

土地の所有者からの申し出により地方公共団体等が土地の所有者と契約を締結し、これに基づき、地方公共団体等が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する市民緑地制度を検討し、雑木林等の保全・活用に努めます。

○条例等による指定

ふるさとの緑の景観地及びふるさとの森

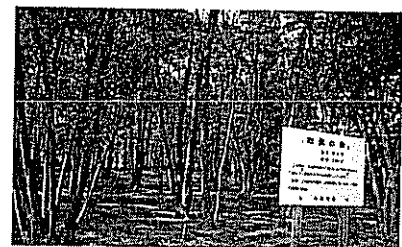
県のふるさと埼玉の緑を守る条例に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域をふるさとの緑の景観地等として指定し、保全を図ります。

市民の森

川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森を指定することにより、雑木林等を保全し、市民に憩いの場を提供します。

保存樹林

快適な緑地環境を守るため、川越市緑化推進要綱に基づき、主要な雑木林等を保存樹林に指定し、保全を図ります。



市民の森

○緑の基金による保全

緑の基金の充実を図り、雑木林等の保全に努めます。

■公園の整備

○雑木林等を活用した公園づくり

(仮称)川越市森林公園の整備

本市南部に広がる武蔵野の面影を残す雑木林を保全し、森林公園として整備を推進します。また、一部公有地化した雑木林等は、市民参加も含めた維持・管理を検討していきます。

■市民参加による雑木林等の維持・管理

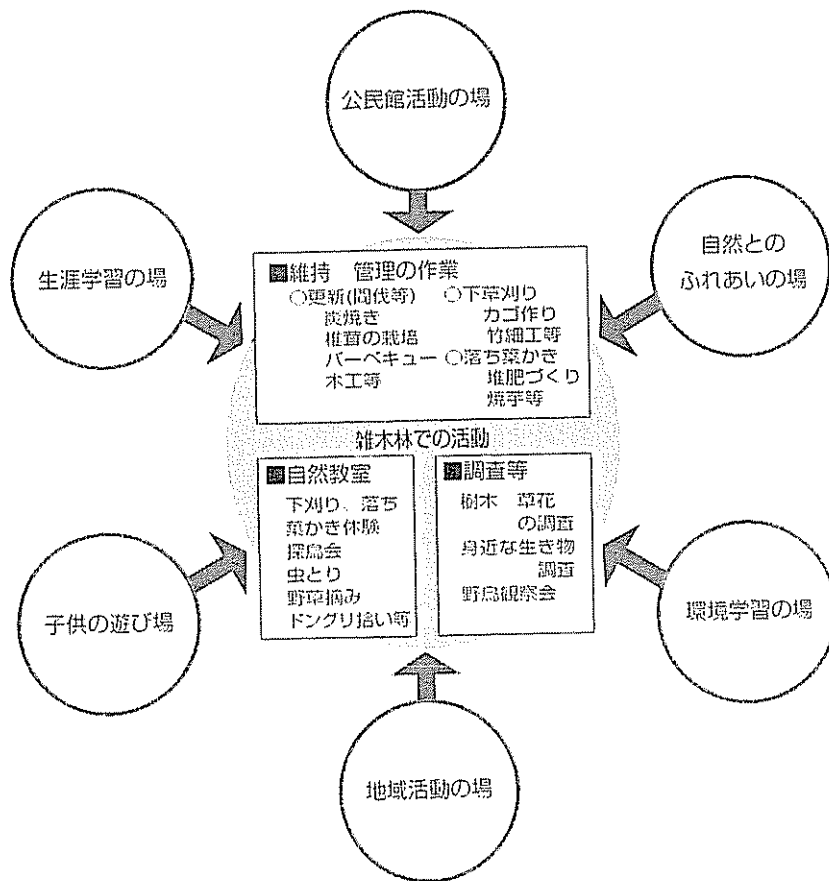
○市民参加による雑木林等の維持・管理

法律及び条例等により保全された雑木林等については、できる限り地域住民の憩いの場として市民参加による維持・管理を進めます。

■広域的な取組の推進

○広域的な取組の推進

市内の南部地区から三芳町、所沢市、狭山市方面に広がる雑木林については、県も含めた広域的な連携による保全・活用について検討します。



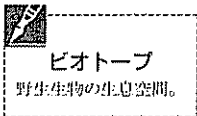
市民参加による雑木林での活動と地域のかかわり

8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造

目 標	人と生き物が共生できる環境の保全・創造をめざします。		
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数	0 か所	
	多自然型護岸の延長	3,500 m	

【共通理念】

身近な生き物の生息環境を維持するため、良好な自然環境を構成する地形、緑、水辺、河川を積極的に保全するとともに、各種の公共事業や開発事業においてビオトープ保全・創造を図り、人と自然が共生するまちづくりをすすめます。



【具体的取組】

■自然保護行政の推進

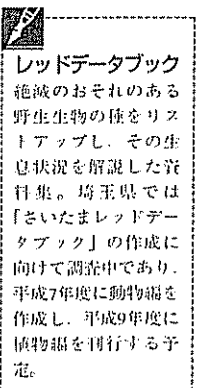
○自然保護に対する行政の取組の推進

庁内における自然保護行政の役割分担について検討し、自然保護の取組を推進します。

■身近な生き物の調査研究等の推進

○野生生物の分布・生態等に関する調査・研究

さいたまレッドデータブックに基づき、市内に生息・生育する野生生物の生息分布・生育環境などを調査し、川越市において特に保護対策を講じる必要のある希少野生生物の特定を行い、川越市版レッドデータブックの作成を進めます。



○市民参加による生物調査

多くの市民が川越市の生き物に関心を持ち、知識を深めて自然環境の保全と改善のために参加する態度を高めていくことを目的に、市民参加による生物調査を推進します。



雑木林の調査

■身近な自然環境の保全と創造

○身近な生き物の生息空間の保全

環境保全型の農業の推進

生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を推進します。

緑地の保全

各地にある健全な生態系を育む雑木林等を保全していきます。

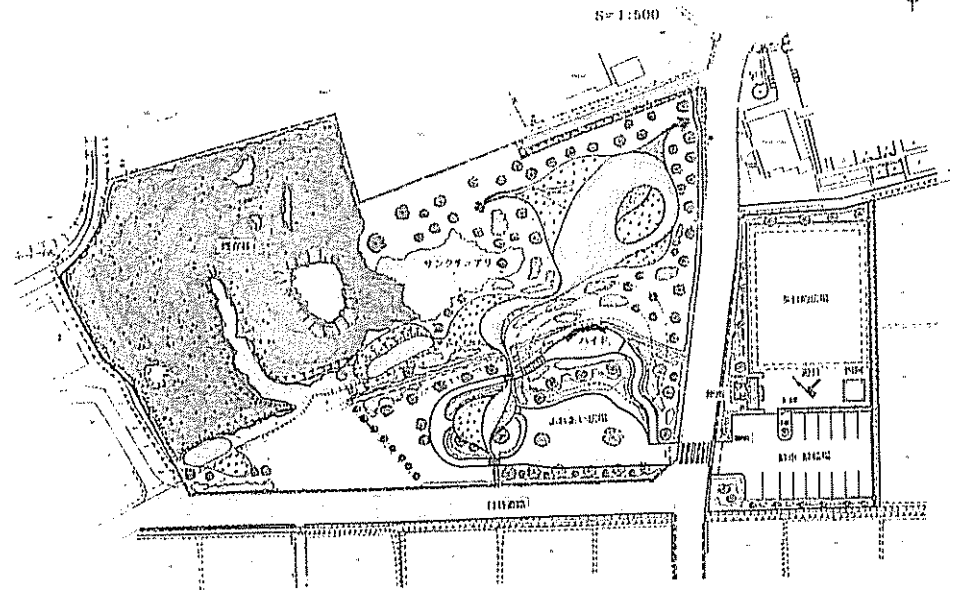
水辺の保全

野生生物の生息空間を維持するため、良好な自然環境を構成する地形、緑、水辺、河川等を水系緑地として積極的に保全します。また、河川の改修・整備により生じた残地の親水公園化を図ります。

湧水地の保全

湧水地については周辺の雑木林等の保全・回復と合わせ身近な生き物の生育環境を保全・創造していきます。

○身近な生き物の生息空間の創造<重点>



ビオトープ創造事業(管間緑地)

公園・緑地におけるビオトープづくり

公園の整備においては、できる限り身近な生き物の生息空間を確保し、生態系の回復に結びつけていくよう努めます。また、荒川、入間川等の河川敷では、ビオトープ的要素をも考慮した緑地づくりを推進します。

学校におけるビオトープづくり

学校内に、環境教育・学習の場としてビオトープの整備を図っていきます。

多自然型川づくり

護岸整備等において、三面コンクリート護岸を見直し、自然型工法を採用するなど、水生生物等の多様な野生生物の生息・生育環境の確保に努め、地域の健全な生態系の保全に努めます。

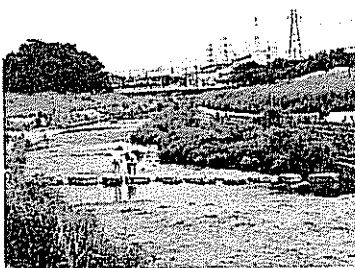
生態系に配慮した道路(エコロード)づくり

道路の整備においては、ビオトープ創造手法等による野生生物の生息・生育空間の確保など、地域の健全な生態系の維持に努めます。

環境に配慮した用排水路等の整備

用排水路整備においては、環境に調和した護岸工法の検討を行い、用排水路等における多自然型工法の採用など、野生生物の生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系の維持・改善に努めます。

生態系に配慮した道路(エコロード)
地域の自然環境との共存 調和を図るよう配慮された道路。



多自然型護岸(小畔川)



多自然型護岸(新河岸川)

9. 歴史的・文化的遺産の継承

目 標	川越を特徴づける歴史的・文化的遺産を大切に守り、次の世代へ引き継いでいくことをめざします。	
目 標 値	都市景観重要建築物等の指定数 登録有形文化財数	100 件以上 50 件以上
環境の現状値	都市景観重要建築物等の指定数 (平成7年度あるいは 平成7年度末の値) 指定文化財の数 登録有形文化財の数	0 件 182 件 0 件

登録有形文化財
建築後50年以上を経過した歴史的建造物(建物、橋梁、庭園等)等を対象に、地方自治体からの推薦などにより文化庁が登録する有形文化財。この登録にあたっては所有者の同意が必要となる。

【共通理念】

地域に育まれ広く市内外の人々に愛されている本市の歴史的・文化的環境を活用し、現代の生活様式や都市構造と調和させながら景観整備を中心とした施策を推進し後世に伝えていきます。

【具体的取組】

■伝統的文化の継承

○歴史的町並みの保存・整備<重点>

町並みの保存・整備

蔵造りを中心とする、町並みの保存に関する計画を策定します。また、伝統的建造物群保存地区の指定に向けたコンセンサスを得るため、市民への意識啓発を行い、町並みの保存・整備に努めます。

歴史的町並み地区の整備

伝統的な建造物の保存・再生を促進するとともに、文化・観光の中心的位置にある歴史的町並み環境及び歩行者ネットワークの整備・推進を図ります。

有形文化財の登録の推進

建築後50年以上を経過した歴史的建造物を活用しながら保存するため、所有者の同意に基づき有形文化財としての登録を推進します。

都市景観重要建築物等の指定

現存する歴史的建造物等について、登録を行い、適切な基準を設け、所有者の同意に基づき都市景観重要建築物等の指定を行います。

防火対策の推進

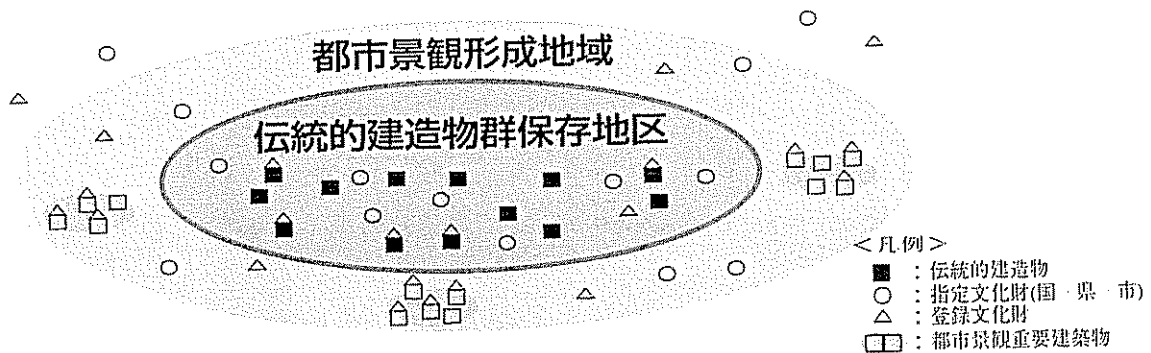
歴史的町並みを火災から守るため、



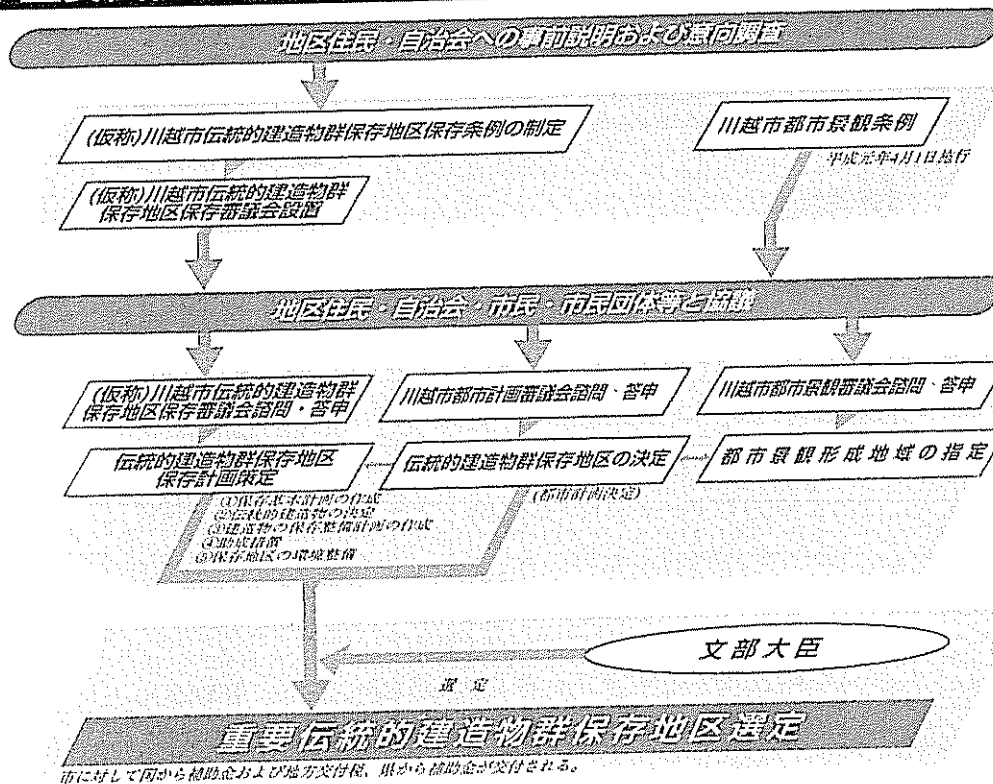
あさひ銀行川越支店

平成8年12月、県内第1号の登録有形文化財に指定されました。

伝統的建造物群保存地区
文化財保護法及び都市計画法に基づいて、伝統的建造物と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するために市町村が定める地区。



重要伝統的建造物群保存地区選定までのプログラム



消防用設備等の整備・充実を図ります。

○郷土芸能の保存と育成

郷土芸能の保存・継承のため各保存会等を積極的に育成します。

○史跡の保存と公園整備

初雁公園の整備

初雁公園基本構想に沿って、逐次「城址公園」の整備を図ります。



川越祭



史跡公園の整備

旧仙波河岸跡地に歴史の面影を残す新河岸川舟運の史跡公園を整備します。

河越館跡の保存・整備

河越館跡の公有地化を推進し、発掘調査を行い、史跡の全体像を把握します。そして、史跡公園として活用するため、早期に河越館跡整備計画を策定します。

■市民文化の創造

○文化財の保存と活用

指定文化財の維持・管理の充実

所有者や管理者の連携と意識を高めるため、研修会、防火訓練等を実施します。所有者や管理者に指導・助言を行い、保存や修理等の維持・管理の充実に努めます。

文化財の調査研究の充実

未指定文化財の調査研究を行い、優れた文化財は指定文化財にします。また、埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録し保存します。

文化財保護意識の啓発

郷土意識を高めるため、公民館、学校教育等で学習を推進します。また、講座・研修会等の開催と資料・情報の提供に努め、文化財保護意識の啓発を図ります。

○文化施設の整備・充実

市民会館、文化会館の整備・充実

市民会館の充実を図るため、施設の改修を実施します。また、西文化会館、南文化会館の全体的な機能の充実に努めます。

公民館、図書館、博物館の整備・充実

市民の文化活動を支援するため、公民館、図書館、博物館の施設機能、資料を整備・充実します。

○文化活動の推進

文化振興構想・基本計画の策定

伝統文化と新しい文化が融合した、個性ある文化都市づくりを推進するため、文化振興構想・基本計画を策定します。また、市民の文化活動を支援するため、文化振興基金の設置を検討します。

指導者の養成と研究者の発掘

文化活動を活性化するため、指導者研修の開催と指導者相互の交流を推進します。また、新たな文化の創造に向けて、研究者等の人材発掘に努めます。

10. 都市のうるおいの創造

目 標	昔ながらの景観に現代的な要素を取り入れた都市景観の創造や、時の鐘など伝統的で市民に親しまれている音風景の保全などに取り組むとともに、公園・緑地の整備と保全及び緑化の推進を図り、都市のうるおいの創造をめざします。	
目 標 値	都市景観形成地域の指定数	8 件
	電線類の地中化延長	7,000 m ² 以上
	1人当たりの都市公園面積	5.5 m ² 以上
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	都市景観形成地域の指定数	0 件
	電線類の地中化延長	2,049 m
	公害苦情件数	203 件
	保存樹木数	297 本
	緑化本数	3,312 本/年
	1人当たりの都市公園面積	3.79 m ²

【共通理念】

川越を特徴づける蔵造りの町並みなどの景観に、現代的な景観を取り入れた都市景観の整備を中心として、自動車や工場などの喧騒の中で埋もれている音風景の発掘や保全、都市緑化や美化の推進、親水性の向上などにより都市の生活におけるうるおいを創り出していきます。

【具体的な取組】

■景観に配慮したまちづくり

○都市デザイン^{*}の推進

都市デザイン整備体系の策定

公共施設の整備及び民間の土地利用誘導を、都市整備、都市美、都市環境の側面から誘導するモデル手法を体系化します。

事業過程における市民の参加

都市景観形成及び公共施設整備についての事業過程の中で、ワークショップ^{*}、モニター制度等、市民参加の機会を提供し、事業に反映します。

重点地域における都市景観形成地域の指定

伝統的商業地等を都市景観形成地域に指定するとともに、地域住民、専門家等の意見を取り入れた都市景観形成計画の策定を図ります。

都市景観形成計画に基づく公共施設整備の調整

重点地域内の公共施設整備については、都市景観形成計画の主旨とデザインの整合を検討し、地域の委員会等との調整を図ります。

都市景観に配慮した施設デザインの推進

電線類の地中化、住宅と住環境の整備、公衆便所、公共施設デザイン、ポケットパーク等都市景観に配慮した施設デザインの整備を推進します。

ポケットパーク

市街地などで、休憩の場の確保や都市景観の向上を図るために設けられる、広場的機能を有する小規模公園。



地区計画制度
その地区の道路、公園、広場などの公共施設や居住環境、まち並み景観などについて、住民が考えた計画に基づいてまちづくりを進めていくとするもの。

都市景観協定
地域の景観を保全するため、住民が自主的に協議し配慮事項を取り決めること。

良好な住環境の維持・保全

良好な住環境が形成されている地域については、地区計画制度や建築協定等により、その保全に努めます。

○地域固有の景観整備

住民主導のまちづくり

住民の進める地区固有のまちづくりについては、都市景観協定、地区計画等の制度の導入を検討します。

景観整備に関する援助策の推進

都市景観形成に関する地域の活動支援、改装時の助成等の援助策を推進します。

都市景観重要建築物等を生かすまちづくり

都市景観重要建築物等を生かした環境整備を、住民参加により推進します。また、修復、再利用について相談に応じ、助言及び援助を行います。



時の鐘

■音環境の保全

○歴史的な音風景の保全<重点>

時の鐘の保全

川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら、暮らせるような音風景の保全に努めます。

■住工混在地区の解消

○周辺環境との調和に配慮した工業団地等の拡充

周辺地区環境との調和に配慮した工業団地等の拡充を図り、既成市街地の住工混在地区における工場等は、工業団地等への誘導を図ります。

○地区計画等の活用

地区計画等の活用により、住宅と工場の共存した環境改善を図ります。

○ミニ工業団地の整備

住宅と中小工場が混在している地区では、事業者の意向を反映させながら、中小工場の集団化を促進します。また、工場が移転する際の跡地の有効利用について検討します。

■公害の防止

○法令に基づく規制の強化

工場・事業場から発生する騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、法令に基づいた規制をさらに強化します。

○都市生活型公害の防止

近隣騒音、深夜営業騒音（カラオケ）、日照、電波障害に対する指導をさらに強化します。

■環境保全条例の制定

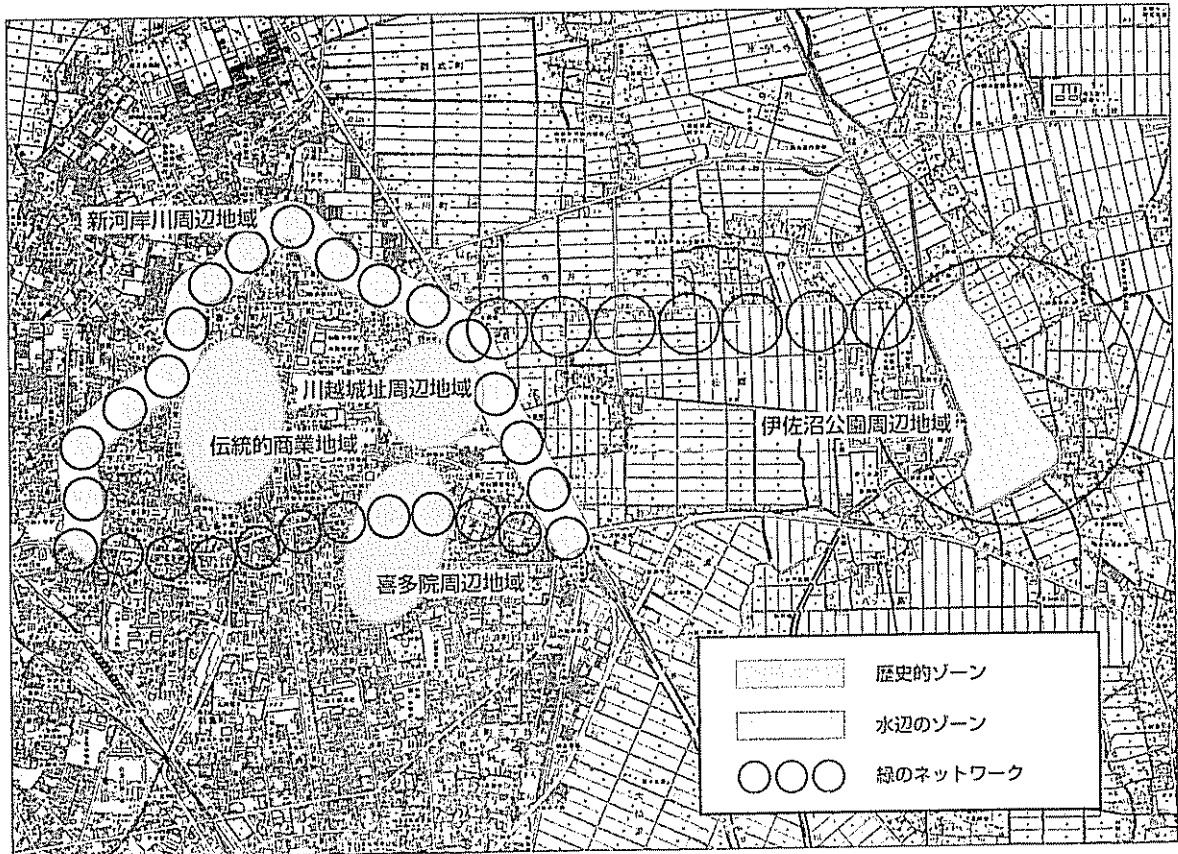
○環境保全条例の制定

住みよい環境づくりのため（仮称）川越市環境保全条例の制定について検討します。

■歴史と水と緑の回廊の整備

○歴史と水と緑の回廊の整備

文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを周遊できる歩行者、自転車による回廊の整備について検討します。



歴史と水と緑の回廊

■公園の整備

○住区公園の整備

地域の身近な公園として、街区公園、近隣公園等の公園を積極的に整備するとともに、既設の公園も含めた維持管理の徹底を図り、快適な住環境の整備に努めます。

近隣公園

都市公園法に基づいて、都市計画区域内に設置される公園。主に、近隣に居住する者の利用を目的としている。



■親水性の向上

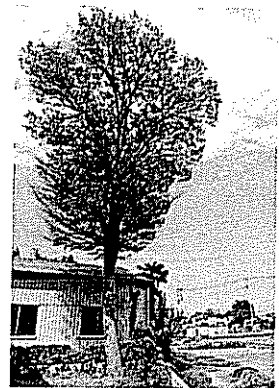
○憩いとうるおいのある都市空間の提供

親水公園の整備・促進

市民に憩いとうるおいのある都市空間を提供するため、関係機関との協議に努めながら、親水公園の整備・促進を図ります。

流量の確保

渇水期における流水の確保を図るために、低水護岸等の整備を促進します。



保存樹木

■緑地の保全

○生産緑地等の保全・活用

生産緑地地区制度の活用により、市街地内の農地を計画的に保全するとともに、市民農園等として活用を図ります。また、休耕農地^{*}での一時的な草花の栽培への支援についても検討します。

○保存樹木の指定

市街地における保存樹木の指定を推進し、樹木の保存を図ります。



生け垣緑化

■緑化の推進

○生活空間の緑化

公共施設、道路等の緑化

良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路の緑化等を推進します。

事業所、家庭の緑化

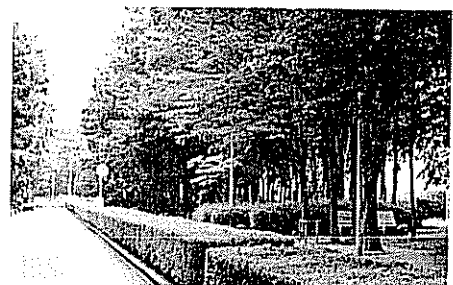
事業所等に緑化を指導するとともに、生け垣の奨励や緑化推進モデル地区の指定、花いっぱい運動や苗木配布の推進等によって各家庭や生活空間での緑化を奨励します。

緑化センターの設置

緑化を推進する拠点となる、緑化センターの設置を検討します。

樹木医制度の設置

年々強まる自然志向、緑化の関心に対応するため、樹木医制度等の設置を検討します。



緩衝緑地

○緩衝緑地の設置

大規模な工業団地の立地や拡充の際に緩衝緑地の設置について指導します。

生産緑地
市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業との調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地のこと。

緩衝緑地
公害防止や景観保全のために、騒音やばい煙等の発生源の周辺に設けられた緑地。幹線道路や工業団地等の周辺にこうした緑地を設けると、周辺の住宅等に対する環境への影響をやわらげる効果があると考えられている。

■まちの美化の推進

○まちの美化に対する意識の高揚

放置自転車、ごみのポイ捨てなどの対策

放置自転車やごみのポイ捨てなど地域環境に対する現状認識を深め、環境美化への意識を高めます。

空き地の管理・ペットのフン公害の防止

広告やパンフレットを活用して空き地の管理、ペットのフン公害の防止など環境美化を図ります。

屋外広告の対策

まちの景観を損ね道路交通の妨げになる貼り紙や立て看板等に対し、埼玉県屋外広告物条例に基づき規制を強化していきます。

○地域環境美化の促進

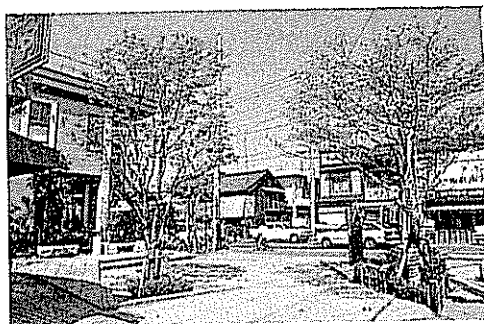
市民によるクリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）、地区衛生委員を中心とした自主的な地域活動を支援します。また、観光客を含むごみの持ち帰り運動を展開します。

■観光客への配慮

○歩行者空間等の整備・推進

環境にやさしい空間の確保

歩行者や自転車の安全を確保するとともに、観光客にやさしい空間の確保に努めます。



ポケットパーク

ポケットパーク等の整備

公有地、民有地を有効利用し、町並みに調和したポケットパーク等を整備します。

○駐車場の整備と有効利用の促進

観光シーズンにおける公共施設及び民間駐車場の開放を検討します。

○パーク・アンド・ライドシステム等の導入

パーク・アンド・ライドシステム等の導入を検討します。

1. 環境教育・学習の推進

目 標	環境についての情報を知る機会を増やし、市民生活と環境との関連について学習することにより、各主体の自主的な行動につながることをめざします。	
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	環境学習施設数	24 施設
	環境学習講座数	34 件/年
	環境学習講座参加者数	延べ 3,306 人/年
	こどもエコクラブ 登録数	2 件

こどもエコクラブ
次の世代を担う子供たちが楽しく環境学習・環境保全活動を行うため、環境庁が平成7年に発足させたもの。こどもたちのグループが、プログラムに沿って、身近な野鳥や草花の観察といった様々な環境保全活動を楽しみながら実践している。

【共通理念】

環境活動の実践のためには、地域や地球環境の現状についてよく理解し、何が問題であり、何ができるかなどを世代に応じて学習していく必要があります。学習機会の充実や場の整備、経験を有する個人が体験を重ね、学習結果が行動へと結びつくための施策を推進します。

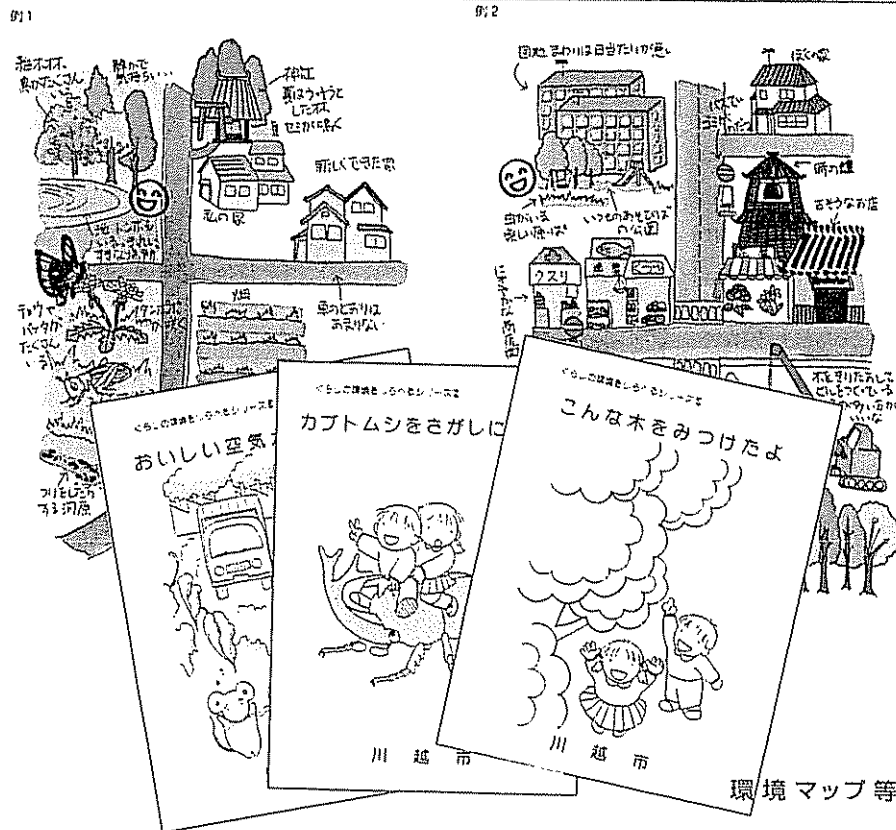
【具体的取組】

■環境情報の収集・活用

○市民による身近な環境調査＜重点＞

市民参加によるモニタリング調査を充実させます。

環境マップの例



環境マップ等の例

データベース
 大量のデータをコンピュータ内に蓄積して利用するためのシステム。

○環境情報システムの構築

収集した環境に関する情報をデータベース化し、環境情報システムを構築します。データベースは調査結果にあわせて更新し管理を行います。

○環境情報の提供

環境情報システムのデータベースを普及啓発用パンフレットや広報活動に利用し、環境情報の提供を行います。

■環境教育・学習の推進

○環境学習機会の充実

環境学習拠点の整備 <重点>

環境について学習し、理解し、活動する市民の交流の拠点となる環境学習センターの設置について検討します。



施設見学会等の開催

ごみ処理施設の見学会等を開催し、ごみ問題に関する啓発・学習機会を充実させます。

市民環境大学の開設

民間団体、学識経験者、研究機関等と連携し、市民環境大学の開設を検討します。

自然観察会の開催

公民館活動を中心に自然観察会やネイチャーゲームを実施し、自然環境に関する学習機会を充実させます。

環境学習のためのイベントの開催

講演会、シンポジウム等環境学習を推進するためのイベントを開催します。

環境ふれあい教室等の開催

環境ふれあい教室やスターウォッチングなどを開催します。

事業者向け研修会の開催

事業者の理解を深めるため、環境学習を促進する研修会を開催します。

市役所職員への意識啓発の充実

市役所のエコオフィス化や環境にやさしい行動の推進のために、職員

スターウォッチング
 全国星空継続観察。環境庁の実施事業で、環境学習の一環として行われており、大気汚染の状況や地域の環境保全の重要性を実感してもらうことを目的としている。



への意識啓発を充実させます。

○環境教育・学習の推進

環境教育の実践

幼児期から感性を刺激し、自然との共生意識を高めるよう、身近な環境から地球環境問題を含む環境教育の実践を促進します。小中学校については、副読本の作成を進め、環境全般に関するモデル校の設置を検討します。

こどもエコクラブの推進

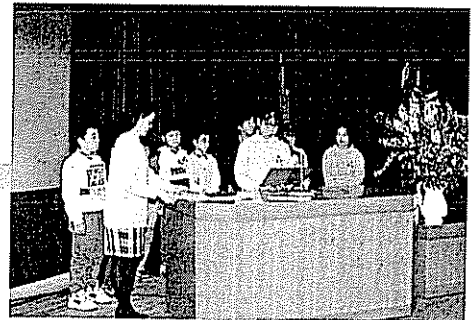
こどもエコクラブの活動を支援します。

情報・資料の提供

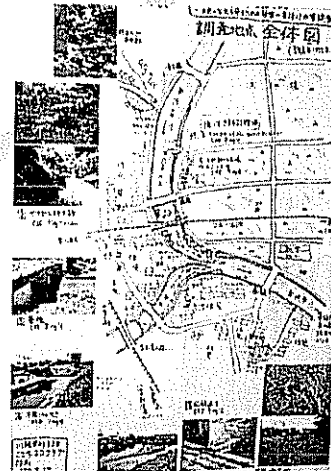
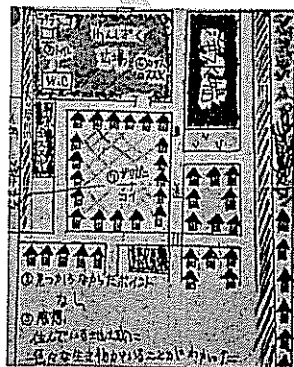
環境学習に役立つ啓発用パンフレットの作成と配布に努めます。

教材の充実

環境関連図書や環境に関する教育資料、環境簡易測定資材等を充実させ、貸し出しを行います。



エコクラブの活動



5
10
15
20
25
30
35
40



12. パートナーシップの形成

目 標	環境保全活動の活性化のため、市民、事業者、行政、さらに民間団体の連携による地域のパートナーシップの形成をめざします。	
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	人材登録件数	35 件
	環境活動団体数	(※) 団体
	グラウンドワーク事業実施数	1 件/年
(※)ネットワーク化を図る中で把握していきます。		

【共通理念】

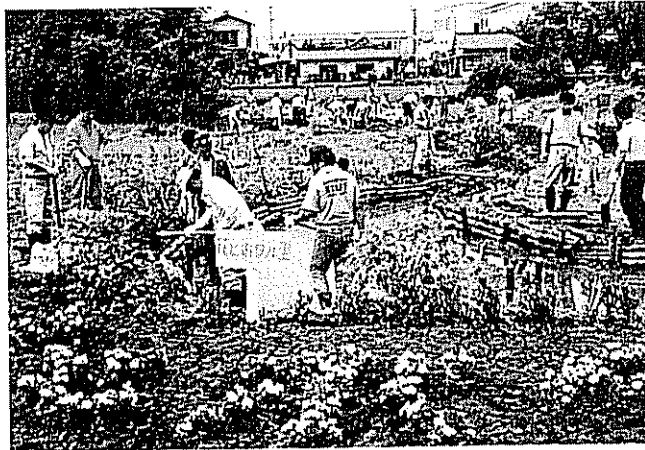
環境教育・学習や普及啓発を積極的に推進し、市民、事業者、行政、さらに民間団体の個々の行動が環境保全型のものとなり、さらにそれらが結びつき、団体活動や主体間の連携に発展してこそ、大きな効果が期待できます。そのための人材の育成や良好なパートナーシップ形成を図ります。

【具体的取組】

■市民・事業者・行政・民間団体のパートナーシップの形成

○グラウンドワークの推進<重点>

市民、事業者、行政、さらに民間団体が連携して地域の環境保全の取組を行うグラウンドワーク活動を推進します。



住民参加で整備の進む「花とホテルの里づくり」【静岡県三島市】

出典：「平成8年版環境白書」（環境庁、平成8年）

○自主的活動の支援

環境活動団体の育成及び団体間のネットワーク化

時代の要請に応じて団体の自主活動ができるよう、民間団体の育成に努めるとともに団体間のネットワーク化を図ります。

自主的活動の推進

集団回収等市民の自主的活動の促進を図ります。



活動への支援

市民の環境保全活動への支援を図ります。

○コミュニティ^{*}づくり

コミュニティ意識を啓発し、環境活動の核となる自治会への加入を促進します。

○市民参加機会の充実

行政と市民との連携によるさまざまな活動を展開するために、新たな市民参加方式と参加機会の拡充について検討します。

■人材の育成・活用

○人材の育成

コミュニティリーダーの養成

コミュニティ活動のリーダーを養成するため、講演会、研究会等の学習の機会を提供します。

環境活動団体リーダーの養成

環境に関する自主的活動団体のリーダーを養成します。

○人材の活用

アドバイザー等の登録・活用

環境に関するアドバイザー^{*}の登録を行い、指導・助言体制を充実させます。環境カウンセラー登録制度(国)、彩の国環境アドバイザー制度(県)の活用も検討します。

高齢者の活用

高齢者の経験を生かした環境に関する世代間交流のあり方を検討します。

■市域を越えたパートナーシップの推進

○関係市町の関係強化

関係市町の交流を深め、大気汚染・水質汚濁・廃棄物・交通問題など広域的な取組が必要な課題について、連携を強化するとともに、埼玉県西部第一広域行政推進協議会で実施している調査研究事業などを充実させ、広域行政をさらに推進します。

○広域行政圏計画等の推進

埼玉県西部第一広域行政圏計画、埼玉圏央道沿線西部地域活性化計画及び埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想に基づいて、今後も、計画実現に向け積極的に推進します。

環境カウンセラー登録制度
環境保全に関する活動を行う市民や事業者などに助言を行うアドバイザーを登録する制度。環境庁が実施している。

彩の国環境アドバイザー制度
環境に関する講演会や視察会等に環境についての有識者や活動実践者を講師として派遣する制度。埼玉県が実施。

